

「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

東北大学大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）

分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）

分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 6 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自

己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び教育目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成又は機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの貢献（達成又は機能）の程度及び水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

く行動することの出来る自律した人材を育てることを、その使命としている。

このような使命を果たすため、法学研究科では、最先端の実践的問題に精通するとともに基礎的理論研究にも優れた教官を多数擁し、数々の卓越した研究成果を生み出して社会に発信するとともに、その成果を教育に反映させるための努力を継続してきたところである。また、学生の勉学に対する自主性を最大限尊重した「完全自由選択制」を基礎に据えながらも、少人数教育による丁寧な指導のもとで教育上の工夫を重ね、官界・法曹界・学界に数多くの有為の人材を輩出してきた。しかし、グローバル化と専門分化が進む現代社会の進展に即して、教育的にも、より機能的に的確な形で社会的要請に応え、より一層優秀な専門的職業人を養成する必要があることに鑑み、法学研究科では、平成12年以降、全国の主要国立大学法学部に先駆けて抜本的な学部・大学院改革に着手した。その結果、伝統的な基礎法学・私法学・公法学・政治学の各専攻をあらためて、現在の総合法制実務領域、公共法政策領域、トランスナショナル法領域などの諸分野に対応した多機能型大学院を整備する同時に、いわゆる「選択的6年制」による教育システムを構築し、大学院レベルでの教育と学部教育とを連動させるための新たな教育体制を整えた。この間、組織面・カリキュラム面では実務界との連携を一層強化し、また、将来の専門的職業人として幅広い教養・見識と高度な専門能力を兼ね備えた人材を養成すべく、その知的基盤となる教養教育を徹底した少人数教育で実現するため、学部学生定員の段階的削減を行い(平成12年度に1学年250人から200人に、平成14年度には200人から170人に、さらに今後、最終的には大学院入学定員と同じく150人程度にまで削減の予定)、他方で大学院入学定員を大幅に増加させた。多機能型大学院を整備して先端的な研究を推し進め、その成果を教育に効果的に反映させるために、教官組織のあり方も見直され、いわゆる「大学院重点化」によって、従来は、学部教官が大学院を兼担していたが、現在は大学院教官が学部授業を兼担する形になっている。

本研究科によるこの大胆な組織改革は、現在我が国の多くの法学部や大学院法学研究科で焦眉の課題とされている法科大学院設置に向けた動きや、一部の有力国立大学法学部で設置が検討されている公共政策関連の大学院(いわゆる行政大学院)構想といったものの導火線となる先駆的なものであった。三つの専攻は、それぞれ有機的に関連し、研究中心大学としての東北大学にふさわしい機能を担っている。

具体的に第1の「総合法制専攻」は、いわゆる法科大学院の機能を先取りする形で設置された専攻であり、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的とするもので、基幹講座として現

代市民法講座・現代企業法講座・比較法社会論講座を擁している。本研究科では平成12年度以降公正取引委員会や特許庁から実務に精通した専門家を専任教官として任用して講義や演習を開講し、また仙台弁護士会の法律実務家を講師として招いて法律実務演習を開講するなど、来るべき法科大学院の開設を先取りする形で、本研究科の法律実務教育の飛躍的充実を実現した。

また、第2の「公共法政策専攻」は、現代社会の公的領域において生じる複雑な政策的諸問題を解決するために、専門的な政策の企画立案及び政策評価能力を備えた高度専門職業人たる行政エキスパートの養成を目的とするものであり、基幹講座として、行政法政策講座・ガバナンス研究講座を擁している。この専攻に関しても、本研究科では、財務省、国土交通省、経済産業省、外務省といった中央官庁の行政実務経験の豊富な局長・課長クラスの実務家を専任教官として招聘し、政策の実務経験を踏まえた理論的・専門的な大学院教育を実施しており、他大学の法学・政治学関係の大学院に先駆けて、いわゆる日本型「行政大学院」を実質的に先取りした形で、先駆的な政策研究に関する理論と実務の融合した研究教育体制を実現した。

第3のトランスナショナル法政策専攻は、本研究科のいわば知的先端拠点として、グローバル化した国際社会に新たに生起する諸問題について先端的・国際的・学際的観点から分析・研究を行い、他の2専攻に新たな知見と視点を提供する機能を兼ね備えた鋭敏な触覚を持つ織毛組織とでもいうべきものである。基幹講座として、トランスナショナル法講座・グローバル政治分析を擁していたが、平成14年度には、文明観の衝突という新たな国際的課題に法的・政策的観点から対処するために、同専攻内にグローバル法文化分析講座を新たに設置して、研究教育体制を充実させた。

かくして、東北大学大学院法学研究科の特徴は、豊かな自然環境に恵まれ、優れたスタッフによる確かな基礎研究に裏打ちされた最先端の理論的・実際的な研究を推し進め、実務との緊密な連携をはかりつつ、その成果を反映した講義・演習、徹底した少人数教育によるきめ細かな教育指導を実現することによって、法学・政治学を中心とした社会科学分野において、我が国最高水準の知の創造・発展・継承拠点として活動していることであるといえよう。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

(1) 本研究科は本学建学以来の基本理念たる「研究第一主義」を踏まえ、かねてより最先端の研究成果を教育に反映させるべく努めてきたが、近年、大学院教育に対する社会的要請の高まりを受け、その教育目的に一定の修正を加えた。すなわち本研究科は従来、法学・政治学分野での優れた研究者の養成を主たる教育目的に措定していたが、平成7年度にリカレント・スタディーズ・コースを新設し、社会人の再教育に着手したのに続き、平成12年度にはいわゆる「大学院重点化」に伴い新たに「選択的6年制」を導入し、学部卒業後直ちに本研究科に進学する学生に対して高度専門職業人教育を行うこととした。その結果現在、本研究科は総合法制・公共法政策・トランスナショナル法政策の三専攻制のもと、卓越した法学・政治学研究者の養成と、法学・政治学に関する専門的知識と法的・政治的諸問題の発見・分析・解決能力とを兼ね備えた高度専門職業人の育成の2点をその教育目的に掲げており、この点に関しては目下精力的に作業が進められている法科大学院・行政大学院・研究大学院への再編成後も変更はない。

(2) 以上の教育目的を達成するため、本研究科は博士課程前期2年の課程(修士課程)と同後期3年の課程(博士課程)のいずれにおいても、法学・政治学に関する十分な基礎学力とともに、高度に専門的な知識・知見を実践的あるいは学問的に応用することに関して強い意欲を持った学生を受け入れることを、学生受入に際しての基本方針としている。

(3) 教育内容に関しては、修士課程では学部教育との有機的連関を保ちつつ、近年の急速な学問的発展により学部段階では充分に行い難くなった法学・政治学に関する専門的・先端的・学際的な知識・知見の提供に努めることを基本方針とする。また博士課程においては、修士課程での学習・研究成果や社会での実務経験を糧に高度な研究を進め、その成果を博士論文としてまとめるうえで必要な能力を涵養することを基本方針とする。教育方法に関しては、引き続き少人数教育重視の姿勢を堅持するとの基本方針で臨む。

(4) 学習・研究支援に関しては、学生の自主的・自発

的な学習・研究意欲を最大限尊重しつつ、各学生の学問関心や志望進路を十二分に踏まえたいきめ細かな指導態勢を整えること、そして学生数の増加に応じて各種設備の充実に努めることを基本方針としている。

2. 教育目標

(1) 学生受入に関しては、上記のような近年の教育目的の変化を踏まえ、修士・博士のいずれの課程に関しても入学者選抜方式の多様化を図ること。また、優れた人材を数多く確保するため、受験機会の複数化を図り、パンフレットやホームページなどを通じて本研究科の特徴・特色や学生受入方針を広報・宣伝すること。

(2) 教育内容及び方法に関しては、学習・研究課題の発見、文献・資料の検索・収集、論文の作成、学習・研究成果の実践への応用といった一連の作業に必要とされるさまざまな能力の涵養に資するため、また少人数教育に徹するため、多彩な内容と多様な形態を備えた授業科目をできるだけ多く学生に提供すること。その際、とりわけ実務経験者を積極的に専任教官に採用し、教育現場で実務と理論研究の架橋を実践すること。また学部教育との連関を意識した新たな科目配置を整え、「選択的6年制」を有効に機能させることが不可欠であり、授業科目の量的・質的充実に応じてシラバスを改善し、各科目ごとにその内容や学習方法、性格・目的を明示すること。さらに、教育施設・設備の点検・改良を図り、常に良好な教育環境を整えておくこと。

(3) 学生の学習・研究支援に関しては、各学生の学問関心や志望進路に沿ったきめ細かな指導を可能にするために指導教官制を導入し、教官の学生に対する指導責任を明確化すること。また学生の学習・研究意欲を喚起するため、修了年限短縮制度や学位授与促進プログラムを導入すること。学習・研究活動への物的な支援としては、インターネット関連設備や図書室・共同研究室などの各種施設の整備・拡充を行うこと。

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

教育実施体制の拡充について、平成12年度以降「大学院重点化」に伴って進められた改革によって、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実が図られていることは特色ある取組である。

外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率は高く、国籍や経歴にとらわれることなく、客観的・中立的な見地から優れた教員を採用していることは優れた点である。

専攻・講座編成等においても、全体的にバランスのとれた教員構成になっており、教育実施組織の整備が適切になされていることは評価できる。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教育目的及び目標の趣旨の学外への公表・発信について、研究科案内パンフレット（和文・英文）の発行、ホームページへの掲載により、学外者に対して教育目的・目標の周知及び公表が図られていることは評価できる。

教育目的及び目標の趣旨の院生への周知について、新入生オリエンテーションの実施やマンツーマンの指導教官制の導入により、恒常的に院生に対して教育目的・目標の趣旨の徹底が図られていることは評価できる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、「選択的6年制」の採用や入学試験方法の変更など、学生受入方針を柔軟に改訂し、研究科案内パンフレット（和文・英文）やホームページへの掲載などの取組を通じ、学外に向けて積極的に公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。

多様な選抜方法の導入及び複数の受験機会の提供について、博士前期課程では、平成12年度から、筆記試験等による選考（A方式）と論文審査等による選考（B方式）を導入し、A・B方式をそれぞれ前期日程と後期日程の2回にわたる試験で実施し、また社会人特別選抜や外国人留学生等特別選抜（10月入学）の試験制度を導入した。博士後期課程においては、平成13年度から新たに10月入学の制度を設けている。これらは特色ある取組である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

教育実施体制の拡充について、「大学院重点化」に伴って進められた改革により、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実を図っていることは、特色ある取組である。外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率が高いことは優れた点である。

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、「選択的6年制」の採用や入学試験方法の変更など、学生受入方針を柔軟に改訂し、学外に向けて積極的にこれを公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。また、多様な選抜方法の導入及び複数の受験機会の提供は特色ある取組である。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成について、平成12年度のカリキュラムの抜本的改革によって、多彩な内容と形態を備えた授業科目が開講され、院生が志望進路・目標に応じて履修できる教育課程の編成となっていることは優れた取組である。

研究者養成に必要な研究能力を養成する教育課程編成について、授業科目を4つの理論研究プログラム（私法学・公法学・基礎法学・政治学）に分けて指導していることは優れた取組である。

高度専門職業人養成に必要な能力を養成する教育課程編成について、授業科目を4つの応用実務プログラム（法曹養成・企業法務・公共法政策・国際実務）に分けて指導していることは優れた取組である。

【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

院生の研究に対する意欲を高める配慮について、修士論文の紀要掲載措置や課程博士学位授与促進プログラムの実施は、院生の学習・研究意欲の向上という点で効果的な取組である。

シラバスの改善は図られているが、記載内容に精粗の差があり改善を要する。

研究の指導について、指導教官制によるきめの細かい指導が行われていることは、優れていると評価できる。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

院生が研究活動を行うための施設・設備の整備について、講義室、研究室、演習室などの整備は進んでいるが、研究室については、院生数の大幅な増加によって狭隘の度が強まっており、その増加・拡充が望まれる。

図書など資料類の整備について、図書・マイクロフィルム等の保有数は十分であり、年間増加率も高く、成果を上げていると評価できる。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備について、十分整備されており、院生が24時間これらを利用できることは評価できるが、院生数の増加に伴い、一層の充実が望まれる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

教育課程の体系的な編成について、平成12年度のカリキュラムの抜本的改革によって、体系的かつ多彩な授業科目が開講され、院生が志望進路・目標に応じて履修できる教育課程の編成となっていることは優れた取組である。また授業科目を理論研究プログラムと応用実務プログラムに分け、それぞれをさらに4つの分野に分けて指導していることは優れた取組である。

シラバスの改善は図られているが、記載内容に精粗の差があり改善を要する。

研究室の整備について、院生数の大幅な増加によって狭隘の度が強まっており、その増加・拡充が望まれる。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備について、院生数の増加に伴い、一層の充実が望まれる。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

博士前期課程の講義・演習における指導について、演習と特殊講義、発展科目、重要争点研究などテーマ・内容に応じ、様々な工夫された授業形態となっており評価できる。また、教官主体の様々な研究会に院生の参加が認められ、ときに院生による学位論文の中間報告を行う機会が与えられていることは、高く評価できる。

院生に対する進路指導、研究者としての自覚や意欲を支援する環境について、研究者養成に関して、様々な研究スタイルや研究点の存在の指導、研究上の行き詰まりへの対応等の指示、新たな突破口の可能性の示唆などの対応が講じられていることは評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

修士・博士の学位の授与方針・基準について、修士論文では、最低限、設定されたテーマに関する従来の学問的蓄積が的確に整理され、自己の観点からの知見が加えられているか、また博士論文では、論文としての完成度、研究の視点や分析の独創性、学会に対する寄与等は十分であるか、を学位授与の方針としており、その基準が明確であることは、評価できる。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

授業や研究指導に沿った施設・設備の活用について、法学部図書室はもとより、マルチメディア教育支援システ

ムを導入した大講義室がレジュメ映写、プロジェクター使用などで活用されていることは評価できる。

研究活動等を行うための情報関係の教材・機器等の活用について、文献・判例・資料の検索・収集等のため視聴覚・情報関係教材、情報関係機器等が十分に活用されていることは優れた点である。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

研究活動等を行うための情報関係の教材・機器等の活用について、文献・判例・資料の検索・収集等のため視聴覚・情報関係教材、情報関係機器等が十分に活用されていることは優れた点である。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

専攻の分野における研究能力の形成面からの判断について、『東北法学』掲載論文数が増加したことは院生の研究能力の形成を客観的に示すもので十分に成果を上げていると評価できる。

高度な専門職業能力の形成面からの判断について、全国の法学系の国立大学に先駆けて、教育目的別の機能別大学院（総合法制・公共法政策・トランスナショナル法政策専攻）の3専攻に再編し、高い勉学意欲をもった多数の院生を広く受け入れながら教育目的に沿った改革を試みていることは優れた点である。

修士・博士の学位の取得状況からの判断について、修士の学位を取得した院生は増加しているものの、標準期間の2年で修了する院生が60%にとどまることは改善の余地があり、また博士の学位については、平成12年度に「学位授与促進プログラム」によって新たな方針が立てられたものの、現段階では授与者数は十分とはいいがたく、今後の成果が期待される。

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

修了後の進路状況から判断した達成状況について、博士前期課程修了者は博士後期課程に進学したり、司法試験に合格し司法研修所に入所しているほか、中央官庁・地方自治体、企業に就職していること、博士後期課程修

了者は全国各地の法学系大学に多く教員として就職していることは、法学・政治学研究者の養成及び高度専門職業人の育成の面で評価できるが、なお、博士前期課程の修了者につき就職先の未定の者が約3割いることは検討を要する。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

高度な専門職業能力の形成面からの判断について、全国の法学系の国立大学に先駆けて、教育目的別の機能別大学院（総合法制・公共法政策・トランスナショナル法政策専攻）の3専攻に再編し、高い勉学意欲をもった多数の院生を広く受け入れながら教育目的に沿った改革を試みていることは優れた点である。

修士・博士の学位の取得状況からの判断について、修士の学位を取得した院生は増加しているものの、標準期間の2年で修了する院生が60%にとどまることは改善の余地があり、また博士の学位については、平成12年度に「学位授与促進プログラム」によって新たな方針が立てられたものの、現段階では授与者数は十分とはいいがたく、今後の成果が期待される。

修了後の進路状況から判断した達成状況について、博士前期課程修了者は博士後期課程に進学したり、司法試験に合格し司法研修所に入所しているほか、中央官庁・地方自治体、企業に就職していること、博士後期課程修了者は全国各地の法学系大学に多く教員として就職していることは、法学・政治学研究者の養成及び高度専門職業人の育成の面で評価できるが、なお、博士前期課程の修了者につき就職先の未定の者が約3割いることは検討を要する。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

専門・専攻選択の際のガイダンス及び学習上の相談体制について、指導教官制などガイダンス及び学習上の相談体制が整っているほか、特に本出願の前に、入学後指導を受けることを予定する教官との相談を経てから受験できる予備出願方式の新設は斬新であり、特色ある取組である。

多様な院生に対する支援について、留学生に対しては日常生活に対する配慮にも及び、社会人に対しては図書館の時間外利用を認めるなどの支援を行っていることは、評価できる。

研究発表に対する支援について、研究会における研究発表の機会付与、研究紀要である『法学』への論文掲載・援助などの措置は、法学界・政治学界に対する優れた研究者供給という観点から、研究者養成機能の充実性を示す特色ある取組である。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

院生の自主的学習を可能にする環境の整備・活用について、院生が合同研究室を24時間使用することができ、また、図書館の利用形態についても一層の運用上の配慮を行うなど、院生の自主的学習の環境が整えられていることは評価できる。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

特に優れた点及び改善点等

予備出願方式は、よりきめ細かいガイダンスの役割を果たす斬新な制度であり、特色ある取組である。

研究発表に対する支援について、研究会における研究発表の機会付与、研究紀要である『法学』への論文掲載・援助などの措置は、法学界・政治学界に対する優れた研究者供給という観点から、研究者養成機能の充実性を示す特色ある取組である。

6 .教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織としての教育活動を評価する体制について、法学部では2年に一度「東北大学法学部、研究・教育の概要」を刊行し、法学研究科の教育活動を定期的に点検・評価する体制を整備している。大学全体としても、年度ごとに教育と研究を交互に取り上げた「東北大学自己評価書」を刊行し、教育活動の自己評価を行っている。さらに、当研究科の自己評価を行うため教授会の下に「評価・広報委員会」を設置するなど、組織としての教育活動を評価するための体制が整えられていることは評価できる。

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムについて、カリキュラムの改善、見直し等についての体制が整備されていることは評価できる。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策について、国際公募を含めて、教員の採用

体制と教官組織の充実につき組織的な整備が行われている点は高く評価できる。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

教育実施体制の拡充について、「大学院重点化」に伴って進められた改革により、年齢、ジェンダー・バランスに配慮した教員の量的充実を図っていることは、特色ある取組である。外国人・実務家出身者の教員の採用について、その比率が高いことは優れた点である。

学生受入方針の改訂と学外への公表・発信について、「選択的6年制」の採用や入学試験方法の変更など、学生受入方針を柔軟に改訂し、学外に向けて積極的にこれを公表・発信し、その周知に努めていることは優れた点である。また、多様な選抜方法の導入及び複数の受験機会の提供は特色ある取組である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

2. 教育内容面での取組

教育課程の体系的な編成について、平成12年度のカリキュラムの抜本的改革によって、体系的かつ多彩な授業科目が開講され、院生が志望進路・目標に応じて履修できる教育課程の編成となっていることは優れた取組である。また授業科目を理論研究プログラムと応用実務プログラムに分け、それぞれをさらに4つの分野に分けて指導していることは優れた取組である。

シラバスの改善は図られているが、記載内容に精粗の差があり改善を要する。

研究室の整備について、院生数の大幅な増加によって狭隘の度が強まっており、その増加・拡充が望まれる。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備について、院生数の増加に伴い、一層の充実が望まれる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

研究活動を行うための情報関係の教材・機器等の活用について、文献・判例・資料の検索・収集等のため視聴覚・情報関係教材、情報関係機器等が十分に活用されていることは優れた点である。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

4. 教育の達成状況

高度な専門職業能力の形成面からの判断について、全国の法学系の国立大学に先駆けて、教育目的別の機能別大学院（総合法制・公共法政策・トランスナショナル法

政策専攻）の3専攻に再編し、高い勉学意欲をもった多数の院生を広く受け入れながら教育目的に沿った改革を試みていることは優れた点である。

修士・博士の学位の取得状況からの判断について、修士の学位を取得した院生は増加しているものの、標準期間の2年で修了する院生が60%にとどまることは改善の余地があり、また博士の学位については、平成12年度に「学位授与促進プログラム」によって新たな方針が立てられたものの、現段階では授与者数は十分とはいいがたく、今後の成果が期待される。

修了後の進路状況から判断した達成状況について、博士前期課程修了者は博士後期課程に進学したり、司法試験に合格し司法研修所に入所しているほか、中央官庁・地方自治体、企業に就職していること、博士後期課程修了者は全国各地の法学系大学に多く教員として就職していることは、法学・政治学研究者の養成及び高度専門職業人の育成の面で評価できるが、なお、博士前期課程の修了者につき就職先の未定の者が約3割いることは検討を要する。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5. 学習に対する支援

予備出願方式は、よりきめ細かいガイダンスの役割を果たす斬新な制度であり、特色ある取組である。

研究発表に対する支援について、研究会における研究発表の機会付与、研究紀要である『法学』への論文掲載・援助などの措置は、法学界・政治学界に対する優れた研究者供給という観点から、研究者養成機能の充実性を示す特色ある取組である。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成に十分貢献している。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

外部者による教育活動の評価について、海外から招聘した法学・政治学関係の一流の研究者によるシンポジウム形式の「外部評価」を実施し、そこで出された提言等をその後の改革の実現に取り入れている点は評価できるものの、これまで外部からの体系的な評価を受ける機会をもっていないなどの点については、一層の工夫が必要である。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

前述のように、法学研究科では、既に大学院重点化に移行した平成12年4月から、全国に先駆けて「選択的6年制カリキュラム」を策定し、大学院を機能的に3分野（総合法制専攻・公共法政策専攻・トランスナショナル法政策専攻）に再編し、来るべき法科大学院・行政大学院・研究大学院への体制づくりを進めてきた。とりわけ「総合法制専攻」では弁護士などの実務家と共同で「実務民事法演習」など、実務と理論を架橋する教育を試験的に実施し、「公共法政策専攻」では、中央官庁から7名に及ぶスタッフを迎えて、試行的に政策立案から実施・法整備に至るまでの「政策過程分析」の授業を試みるなど、実験的教育による経験の蓄積をはかってきている。周知のように、平成13年6月に内閣に提出された司法改革審議会の答申を受けて、政府は、新たな法曹養成制度の中核をなすものとして「法科大学院」を位置づけ、その第1陣を平成16年4月までに設置・開講して、学生の受け入れを開始するとの方針を閣議決定した。東北大学では、これまでの伝統・実績ならびに地域性に鑑みて、本学に法科大学院を設置することは、社会的責務であると考え、全学をあげて設置に向けた努力をすることとしている。

法学研究科では、早くから将来構想検討委員会で検討を積み重ねていたところ、平成14年3月に、正式に「法科大学院設置準備室」および「行政大学院設置準備室」を設け、具体のカリキュラム、教育方法、入試選抜方法、成績評価方法などについて、細部の詰めとなる検討作業を行っている。それぞれの準備室では、各種資料の分析・検討をもとに、法政実務教育の在り方についての具体的計画内容を固め、仙台弁護士会をはじめ裁判所や検察庁との定期協議や、各種行政機関（人事院、内閣府、経産省、財務省など）との協議、ヒヤリングなどを進めている。また数度にわたって法科大学院や行政大学院設置に関する独自の海外調査（アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアなど）を行い、組織・制度上の在り方、施設整備面での在り方等の調査を終え、各々の報告書を作成し、将来計画に反映させている。平成14年度は、特にソフト面での資料収集・分析検討・海外調査等に重点を置いて、法科大学院・行政大学院の設置・開講に向けた詰めの作業を行う予定である。これにより、法学研究科は、社会で指導的役割を担う高度専門職業人養成への卓越した教育機関となると同時に、法学・政治学・政策学などを中心とした社会科学の学術研究における世界的拠点となって、我が国が国際競争に勝ち抜くための戦略拠点となることを目指している。

こうした中であって、学部教育・大学院教育のいずれにおいても、今日の法学教育では実務の現状を強く意識

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。

した教育が必要とされているところである。そこで、本研究科では、将来の法科大学院・行政大学院と研究大学院や学部での研究教育が機能的・効率的に連携できるよう、「法政実務教育研究センター」を設置して、これまでに蓄積された情報や経験を理論化・体系化すると共に、実務界との連携を強化して、その成果を研究・教育のみならず社会に広く還元する予定である。今後は、センターを中心に、今まで以上に実務や他学部、関係諸機関との連携を強化しつつ、全国有数の総合大学としての強みを活かして地球環境保護、知的財産戦略、先端医療、消費者問題、社会福祉問題といった現代的課題に積極的かつ戦略的に取り組み、その研究成果を多彩な講義科目として広く教育内容に反映させ、同時に社会にも還元して専門的・先端的・学際的な知識・知見の提供という本研究科の教育の基本指針を追及していく所存である。また、その際には、教育方法の一つとして、インターネットを活用した(ISTU との連携による)教育の可能性についても検討中である。法学・政治学の教育において、基礎的・原理的学習を大切にすべきことは言うまでもないが、それに加えて、先端的・応用的・学際的な内容の科目を可能な限り豊富に提供し、学生の研究に対する関心を喚起し、きめ細かな指導のもと、生き生きとした修学・研究への環境を整備することが重要である。

施設面では、進行する狭隘化を解消すべく、また、充実した少人数教育や実践的教育、学生の自習活動のスペースを確保するために、法政実務研修棟(ロー・ライブラリーを含む)の建設を計画中である。これにより、教官や学生達が、研究・教育・自習に必要な豊かな知的空間を確保すると共に、法情報に対する社会人からのアクセスを容易にし、本研究科が地域におけるリーガル・インフォメーション・センターとなることを期待している。加えて、法曹実務家や官庁職員との情報交換や研究会、ワークショップ、公開講義、リーガルクリニックなどを通じて、研究成果の教育への反映や社会還元をはかり、学生の自主的な法律相談活動を支援することを通じて、同時に社会的な法情報への需要にも応えていく所存である。